

議案第40号

八幡浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和8年6月8日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市下水道条例の一部を改正する条例

八幡浜市下水道条例の一部を改正する条例（平成17年条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後

別表

下水道使用料表

種別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1m ³ につき)
一般 汚水	8m ³	1,162円	8m ³ を超え10m ³ まで	158円
			10m ³ を超え20m ³ まで	181円
			20m ³ を超え30m ³ まで	198円
			30m ³ を超え40m ³ まで	216円
			40m ³ を超え50m ³ まで	234円
			50m ³ を超えるもの	246円
湯屋 汚水	8m ³	1,162円	8m ³ を超え10m ³ まで	158円
			10m ³ を超え20m ³ まで	181円
			20m ³ を超え30m ³ まで	198円
(略)			(略)	

備考 (略)

改正前

別表

下水道使用料表

種別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1m ³ につき)
一般 汚水	8m ³	920円	8m ³ を超え10m ³ まで	136円
			10m ³ を超え20m ³ まで	159円
			20m ³ を超え30m ³ まで	176円
			30m ³ を超え40m ³ まで	194円
			40m ³ を超え50m ³ まで	212円
			50m ³ を超えるもの	224円
湯屋 汚水	8m ³	920円	8m ³ を超え10m ³ まで	136円
			10m ³ を超え20m ³ まで	159円
			20m ³ を超え30m ³ まで	176円
(略)			(略)	

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市下水道条例別表の規定は、令和 8 年 1 2 月分の使用料から適用し、同年 1 1 月分までの使用料については、なお従前の例による。

提案理由

適正かつ持続可能な下水道事業の維持に向けて、下水道使用料を改めるため。

